なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の二第六項	当該年齢に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の二第七項	六十五歳に達した日の翌日の属する月の前月までの組合員期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第三項	となる組合員期間	となる旧国共済施行日前期間
	当該年齢に達した日の翌日の属する月前の組合員期間	当該年齢に達した日の翌日の属する月前の旧国共済施行日前期間
	組合員期間を	旧国共済施行日前期間を
なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の六の三第四項	第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	組合員期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の五第一項及び第四項	組合員期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の七の五第五項	第七十七条第四項	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条第三項
	組合員期間	旧国共済施行日前期間
なお効力を有する改正前国共済法附則第十二条の八の二第二項第二号	第七十九条第一項及び第二項	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条（平成二十七年経過措置政令第三十八条第一項の規定により読み替えられた平成二十四年一元化法附則第十七条第二項において準用する平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十一条の二
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第一項	第七十二条の三から第七十二条の六まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二から第四十三条の五まで
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第二項	第七十二条の三（第七十二条の四から第七十二条の六まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第三項	第七十二条の四（第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五

なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第四項	第七十二条の五（第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九第五項	第七十二条の六	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九の二	第九十三条の九第一項及び第二項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の六第一項及び第二項の規定により標準報酬
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九の三	、特定期間	、特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。以下この項において同じ。）
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九の四	第九十三条の十三第二項及び第三項の規定により標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定により標準報酬
	被扶養配偶者みなし組合員期間	改正後厚生年金保険法第七十八条の十五に規定する被扶養配偶者みなし被保険者期間（旧国共済施行日前期間に係るものに限る。）
なお効力を有する改正前国共済法附則第十三条の九の五	特定期間	特定期間（改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項に規定する特定期間をいう。）
	第九十三条の十三第二項及び第三項の規定による標準報酬の月額及び標準期末手当等の額	改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項及び第三項の規定による標準報酬
なお効力を有する改正前昭和六十年国共済改正法附則第二条第八号	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。以下附則第六十六条までにおいて「共済法」という	共済法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十五条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下附則第六十六条までにおいて同じ